

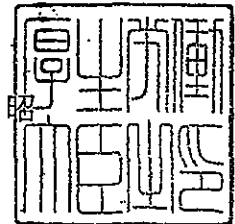
厚生労働省発職 0312 第 1 号

労働政策審議会  
会長 諏訪 康雄 殿

別紙「雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 22 年 3 月 12 日

厚生労働大臣 長妻 昭



(別紙)

第一 雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱  
第一 雇用対策法施行規則の一部改正

訓練手当、広域求職活動費、移転費、職場適応訓練費及び特定求職者雇用開発助成金について、支給対象となる求職者に係る北朝鮮帰国被害者等の範囲を本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して五年を経過していないものから十年を経過していないものに改めるものとする。

第二 雇用保険法施行規則の一部改正

特定求職者雇用開発助成金について、支給対象となる求職者に係る北朝鮮帰国被害者等の範囲を本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して五年を経過していないものから十年を経過していないものに改めるものとする。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。